

下水道などのインフラ設備への国の公的支援を 求める意見書

令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で起きた陥没事故は、下水道管が腐食し破損したことが原因とされています。生活を支える社会基盤であるインフラの維持管理を適切に行うことが不可欠です。

下水道管は全国的に老朽化が問題となり、政府の調査でも更新期の 50 年を経過した管渠の総延長の約 7 % が令和 15 年度末には約 20 % となり、今後は急速に増加するとされています。

平成 27 年には下水道法が改正され、下水道施設の 5 年に 1 回の点検が自治体に義務化されました。しかし、人手不足と施設の老朽化・腐食化が一斉に進み、改善には至っていません。国土交通省の資料によれば、道路陥没件数は地震を除いても、令和 4 年で 2,600 件を超えています。こうした問題は下水道施設に限らず、上水・道路・河川・砂防などインフラ全体の維持管理は全国共通の問題となっています。

しかし、地方自治体の財源は限られており、民間委託や自治体連携による合理化、また使用料などの市民負担を求めることにも限界があり、必要となる点検・維持修繕・更新の実施に支障が生じています。

よって政府及び国会におかれましては、下記事項について国による公的対応を図るよう強く要望します。

記

- 1 インフラの点検・緊急対策・更新などの管理を行うために、自治体及び地方公営企業へ、国により財政的・技術的支援を強めること。
- 2 防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金について、物

価高騰の実態などに見合う充実した支援とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年7月1日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて